様式第十二（第８条第２項関係）

認定開発供給計画の認定取消し

１．認定を取り消された日付
２．認定を取り消された開発供給計画認定番号
３．認定を取り消された事業者の名称

様式第十三（第９条関係）

認定開発供給計画の実施状況報告書

年　月　日

経済産業大臣　名　殿

住所
名称
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた認定開発供給計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．開発供給計画認定番号
２．特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標の達成状況
３．実施した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

○経済産業省令第六十九号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）の施行に伴い、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公害防止に要する費用） **第八条**　法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十四条第一項に規定する経営革新関連保証、同条第四項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証、同条第七項に規定する経営力向上関連保証、同法	（公害防止に要する費用） **第八条**　法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十四条第一項に規定する経営革新関連保証、同条第四項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証、同法第五十四条第一項に規定する事業継続力強化